

【詳細版】物品・委託等の電子入札対象案件の拡大について

書類収受にかかる事務の効率化や移動・郵送コストの削減など事業者・本市双方の利便性の更なる向上を図るため、令和7年4月より、物品・委託等における電子入札の対象案件を拡大します。

つきましては、電子入札システムで執行される入札案件に参加するための必要な手続きや、留意事項等についてお知らせしますので、御確認いただき、御対応いただきますようお願いします。

1 概要

(1) 開始日

令和7年4月1日（火）以降順次

(2) 対象となる契約手続き

- ・単独随意契約（少額随意契約システム対象案件除く。WTO 対象案件含む。）
- ・指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）
- ・一般競争入札（WTO）
- ・一般競争入札（条件付き）

2 手続きの主な変更点

対象となる契約手続きのうち、電子化により手続きの流れが変更となる入札等の方式は次の通りです。

(1) 単独随意契約（少額随意契約システム対象案件除く。WTO 対象案件含む。）

- ・見積依頼、結果通知は電子メールで行います。
- ・見積書、請書の提出方法は従来どおりです。（ICカードは不要）

【手続きの流れ】

	これから	今まで
①見積りの依頼 【市 ⇒ 事業者】	電子メールアドレス※1宛にシステムから見積依頼のメールを送付	電子メール、郵送、FAX等を利用して見積を依頼
②見積書の提出 【事業者 ⇒ 市】	電子メール、郵送、FAX等を利用して見積書を提出（従来どおり）※2	電子メール、郵送、FAX等を利用して見積書を提出
③見積結果の連絡 【市 ⇒ 事業者】	電子メールアドレス※1宛にシステムからお知らせメールを送付	電話等で連絡
④契約書・請書の提出 【事業者 ⇒ 市】	電子メール、郵送等を利用して提出（従来どおり）※2	電子メール、郵送等を利用して提出

市：横浜市（区役所、学校、事務所等含む全区局）

※1 有資格者名簿に登録された電子メールアドレス

※2 少額随意契約システムと異なり、見積書・請書の提出については従来どおり、システムを使用しません。

(2) 指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）

- ・入札は電子入札で行います。（ICカードの準備等が必要です）
- ・事業者は入札期間中いつでも入札ができます。
- ・紙入札を希望する事業者は届出書の提出が必要となります。
(「4 電子入札案件における紙入札（経過措置）」を参照してください)
- ・入札辞退届の提出は電子入札システム上で行います。
- ・予定価格超過による再度入札は原則翌開庁日に行います。

【手続きの流れ】

	電子入札案件	紙入札案件
①指名通知書及び 設計図書の交付 【市 ⇒ 事業者】	(指名通知書) 電子メールアドレス※1宛にシステム からメールを送付 (設計図書) 設計図書を電子化して配布※2	電子メール、郵送、FAX等を利用して指名通知書及び設計図書を交付
②質問回答 【事業者 ⇒ 市】 【市 ⇒ 事業者】	電子メール、郵送、FAX等を利用して 提出・回答（従来どおり）	電子メール、郵送、FAX等を利用して提出・回答
③入札書の提出 【事業者 ⇒ 市】	入札期間中に電子入札システムから入 札書を提出※3 ※5	入札日に持参又は期限までに郵送
④入札結果の連絡 【市 ⇒ 事業者】	電子メールアドレス※1宛にシステム からお知らせメールを送付※4	電子メール、郵送、FAX等を利用して通知

市：横浜市（区役所、事務所等含む全区局）

※1 有資格者名簿に登録された電子メールアドレス。

※2 設計図書のダウンロードには、有資格者名簿登録時に横浜市から電子メールで
送付した、入札参加資格審査結果通知書に記載のユーザーIDとパスワードが必
要です。

※3 電子入札システムの使用にあたってはICカードの準備等が必要です。

（「3 電子入札に必要な事前準備」を参照してください。）

※4 入札結果については、横浜市HPヨコハマ・入札のとびらに公表されます。

※5 電子入札システムの操作については、横浜市HPヨコハマ・入札のとびらに掲載の
「電子入札簡易マニュアル（物品・委託等）」を参照してください。

3 電子入札に必要な事前準備

電子入札システムで執行される入札（拡大対象となっている単独随意契約及び少額随意
契約システムによる見積書の提出を除く）に参加するためには、ICカードの購入、デバ
イス・機器の設定、利用者登録などが必要です。詳細につきましては、以下ホームページ
を御参照ください。

[横浜市 ヨコハマ・入札のとびら 電子入札に必要な機器](#)

4 電子入札案件における紙入札（経過措置）

横浜市で実施する電子入札案件については、やむを得ない事情がある場合を除き、紙入札を認めないこととされていますが、電子入札移行にかかる事業者の負担を考慮し、令和7年度については、広く紙入札を認めることとし、次のとおり経過措置を設けます。

なお、今回の取扱いは令和7年4月以降電子入札の対象として拡大する案件に限って適用するものであり、既に電子入札の対象とされている案件の取扱いについては適用対象外となります。

（1）経過措置内容

拡大範囲の電子入札案件を対象に、当面の間、「紛失、破損、盗難又は名義人の変更によりICカードを再取得手続中の者、及び、インターネット環境等の障害により電子入札を行うことができない者など」（以下、ICカード再取得者等という。）に該当しない場合に、電子入札システムの操作に不慣れであること（ICカード未取得の者を含む）を、「やむを得ない理由」として扱うこととします。（既に電子入札の対象とされている案件については経過措置の適用対象外とし、従来どおりICカード再取得者等に該当する場合以外は、「やむを得ない理由」として認めないこととします。）

なお、「入札（見積）の辞退」については本経過措置を準用し、入札（見積）辞退届についても、紙で提出できるものとします。

（2）経過措置対象案件

経過措置の対象案件は以下の通りです。

※詳細については別途お知らせします。

※1 適用対象案件 (=拡大範囲)	下記適用対象外案件を除く、次の電子入札案件 ○一般競争入札（条件付き） ○指名競争入札
※2 適用対象外案件 (=既に電子入札の対象とされている案件)	次の電子入札案件 ○設計・測量等 ○既に電子入札システムの利用範囲となっている契約部、水道局、交通局、消防局、総務局物品事務集約課（庶務デスク）が契約する一部案件

（3）紙入札参加届出書の記載について

電子入札案件において、紙入札を希望する場合は、「横浜市電子入札案件における紙入札届出書（第1号様式。以下「紙入札参加届出書」という。）」を提出する必要があります。紙入札参加届出書の様式及び記載方法については添付資料を御確認ください。

5 今後の電子化対象案件の拡大について

今回電子化の対象となっていない「公募型指名競争入札」「公募型見積合せ」については、令和7年夏以降順次拡大予定となっております。詳細については、改めてお知らせします。

なお、案件の拡大に先立ち、令和7年4月より、『ヨコハマ・入札のとびら』の発注情報検索及び入札・契約結果検索のページをリニューアルします。

【変更点】

① 契約担当区局の検索方法が変わります。

契約担当区局の絞り込み方法として、従来は「財政局契約第二課」「水道局」「交通局」のみを対象としていましたが、今後は全区局が対象となります。

なお、同時に検索できる契約担当区局は3区局が上限です。

② 検索条件に「企業規模」が追加されます。

入札参加資格として、企業規模を設定している案件の検索が可能になります。

検索可能な企業規模は、「中小企業」「大企業」「その他」の3種類となります。

③ 所在地区分の選択方法が変わります（※発注情報検索のみ）。

従来は「市内」「準市内」「市外」のうち1区分を任意で選択する形式でしたが、今後は複数選択が可能になり、複数の区分を同時に検索できます。

④ 検索条件に「資格の区分」が追加されます（※入札・契約結果検索のみ）。

従来は発注情報検索のみ、検索条件として資格の区分が選択可能でしたが、入札・契約結果検索画面においても選択が可能になります。

なお、今回の拡大対象外となる以下の案件の発注情報及び入札・契約結果については、従来どおり横浜市HP『各区局発注』（[各区局発注 横浜市](#)）にて公表しますので、御注意ください。

【検索対象外となる案件】

- ・公募型指名競争入札
- ・各区局で執行する公募型見積合せ（既に電子入札システムの利用範囲となっている契約部、水道局、交通局、消防局、総務局物品事務集約課（庶務デスク）が契約する一部案件を除く）
- ・プロポーザル方式
- ・総合評価落札方式

※上記案件以外でも一部検索対象外となる案件があります。

【お問合せ先】財政局契約部電子入札ヘルプデスク

045-662-7992

開設時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

記載例

第1号様式（第7条）

横浜市電子入札における紙入札参加届出書

提出日を記載

「所在地」、「商号又は名称」、「代表者職氏名」は有資格者名簿に登録した内容と同一になるように記載してください。

押印の省略が可能ですが、押印省略する場合は、「本件責任者及び担当者欄」の記載が必須となります。さらに、提出時に押印省略に伴う文書の真正性の確認を行います。

下記の電子入札対象案件について、紙入札での入札参加をいたしましたく届け出ます。

代表者、受任者又は個人を特定できる印

令和〇年 ×月 △日

又は
押印省略
し、「本件
責任者及
び担当者
欄」を記載

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とします。
 - 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、不受理とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
 - 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とします。
 - 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。
 - 5 I Cカードの再発行手続きを行っていることが確認できる書類等、又はプロバイダー等の障害であることが確認できる書類等を添付してください。紙入札を行うことについて正当な理由がないと認められる場合は、この届出を不受理とする場合があります。

受領確認			
紙入札届出書	一般競争入札参加資格確認申請書又は入札参加意向申出書	提出書類(納入書等)	注意事項は必ず全て御確認ください。
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
横浜市使用欄のため、記載不要です。			
横浜市担当者名			
本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分		
確認方法	本人確認書類()・電話・メールアドレス・FAX番号 その他()		
本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名			

横浜市電子入札における紙入札参加届出書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印※

下記の電子入札対象案件について、紙入札での入札参加をいたしましたく届け出ます。

1 件 名	
2 契約番号	
3 開札予定日時	
4 紙入札を行う理由	<input type="checkbox"/> 電子入札システムを利用できない (理由) <input type="checkbox"/> 一般競争入札 (政府調達協定対象案件)

※押印を省略する場合のみ以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること

5 本件責任者	【部署名 (任意) <small>ふりがな</small> 【氏名】 <small>ふりがな</small> 【連絡先】
6 担当者	【部署名 (任意) <small>ふりがな</small> 【氏名】 <small>ふりがな</small> 【連絡先】

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とします。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、不受理とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とします。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。
- 5 I Cカードの再発行手続きを行っていることが確認できる書類等、又はプロバイダー等の障害であることが確認できる書類等を添付してください。紙入札を行うことについて正当な理由がないと認められる場合は、この届出を不受理とする場合があります。

受領確認			
紙入札届出書	一般競争入札参加資格確認申請書又は入札参加意向申出書	提出書類(納入(製造)実績調書等)	入札書
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

横浜市使用欄

横浜市担当者名	
本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
確認方法	本人確認書類()・電話・メールアドレス・FAX番号 その他()
本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	